



# 青森県報

第二千九十四号

平成十四年十一月一日(金曜日)

## 目次

### 告 示

改良普及員資格試験の合格者……………(農林水産課) ……一  
 公有水面埋立ての免許……………(港湾空港課) ……二

右 同……………(同) ……五  
 右 同……………(同) ……七

### 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情報政策課) ……八  
 河川整備計画の案の縦覧……………(河川砂防課) ……九

右 同……………(同) ……九  
 右 同……………(同) ……九

### 出先機関

土地改良事業施行の認可……………(農林水産部) ……一〇  
 公安委員会……………(農林水産部) ……一〇

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……一〇  
 収用委員会……………(生活安全課) ……一〇

### 取用委員会

公示送達……………(監理課) ……二  
 右 同……………(同) ……二

## 告 示

青森県告示第五百三十七号

平成十四年十月二十五日及び二十六日施行の平成十四年度改良普及員資格試験の合格者は次のとおりであるので、青森県改良普及員資格試験に関する条例(昭和二十七年十二月青森県条例第八十九号)第七条の規定により公表する。

平成十四年十一月一日

青森県知事 木村守男

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二	高橋 聡子	一七	笹沼 誠
三	竹永 遵一	一八	大平 聖子
五	小黒 真知子	一九	川嶋 明子
三	乙部 大作	二〇	熊谷 美由希
六	葛西 瑞恵	二一	古川 麻夕子
七	木村 容子	二二	佐々木 一美
八	工藤 正彦	二三	長谷川 初子
九	富田 大介	二四	佐藤 晴美
一	成田 賢正	二七	小川 明子
三	畠山 聡	二八	菅野 智子
五		二九	木立 絢子
		三〇	木村 淳子
		三一	

三二	高田康子	六六	工藤嘉洋
三三	吉田いづみ	六九	福田美紀子
三四	秋田祐介	七〇	山端直樹
三六	宇野亨	七九	阿部志津子
三七	種市公美	八三	小野泰一
四〇	湯坐久	八六	柿原篤志
四四	石田康幸	八七	高木史恵
四七	三好和仁	八九	荒館のぞみ
四九	佐藤美由紀	九一	土岐尚子
五三	渡辺有美	九五	山田誠
五六	古川今日子	九六	斉藤陽介
五七	樽沢智恵子	九八	高橋彩子
五八	片山沙織	九九	小関麻衣子
五九	佐藤美奈子	一〇一	三澤智夏
六一	安部陽介	一〇五	坂本伸子

青森県告示第五百三十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十五日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年十一月一日

大湊港湾管理者 青森県 代表者 青森県知事 木村守男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村 守男

二 埋立区域

1 位置

むつ市大湊浜町四九五番、一二九番、一三〇番、一三四番、同市大湊上町一八二番、二四番、二五番、二九番、二八番、三〇番、三三番、三四番、三三番、三五番、三七番、三八番、一八四番、四四番、四五番、四七番、四九番、五一番、五三番、五四番、五六番、五八番、六〇番、六三番、六六番、六九番、七二番、七四番、七六番、七八番、八一番、八〇番、八五番、八八番、八九番、九二番、九三番、九六番、九八番、一〇三番、一〇二番、一〇六番、一〇八番、一一〇番、一一二番、一一四番、一一七番、一二二番、一二三番、一二四番、一二七番、一二六番、一二八番、一三〇番、一三三番、一三四番、一三六番、一三七番、一三九番、一四一番、一四三番、一四五番、一四六番、一四八番、一五七番、一六一番、一六四番、一六七番、一六六番、一六九番、一七二番、一七一番、一八六番、一七五番、一七七番、一七八番、一八〇番、一八一番、二二八番、二二九番、二二二番、二九三番、二九四番、二二五番、二〇二番、二〇二番、二〇〇番、同市川守町九四番二、九四番一及び九一番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から、二四四度四分五六秒、二三・一〇メートルの地点を中心とする半径二三・一〇メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ北東側の円弧、 の地点から二七二度三分〇〇秒、八九・四四メートルの地点を中心とする半径八九・四四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点から一〇八度二〇分四七秒、二四八・一四メートルの地点を中心とする半径二四八・一四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から一〇三度二分四〇秒、二四八・八四メートルの地点を中心とする半径二四八・八四メートルの円周で、 の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二七五度一分四〇秒、五九〇・三四メートルの地点を中心とする半径五九〇・三四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二七九度三九分三五秒、五九一・〇四メートルの地点を中心とする半径五九一・〇四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二八一度一分一四秒、三六三・五三メートルの地点を中心とする半径三六三・五三メートルの円周で の地点と

の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から一〇七度四三分二秒、三九六・四六メートルの地点を中心とする半径三九六・四六メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点から一〇二度〇七分四二秒、六九三・八二メートルの地点を中心とする半径六九三・八二メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から九九度一六分四一秒、六九四・三四メートルの地点を中心とする半径六九四・三四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点から九六度三七分一〇秒、六九三・三二メートルの地点を中心とする半径六九三・三二メートルの円周で の地点と ②の地点を結ぶ西側の円弧、 ②の地点から二七三度二九分〇七秒、四八七・一九メートルの地点を中心とする半径四八七・一九メートルの円周で ②の地点と ③の地点を結ぶ東側の円弧、 ③の地点から ⑦の地点を順次結んだ線、 ⑦の地点から二八〇度一四分一六秒、三三二・六四メートルの地点を中心とする半径三三二・六四メートルの円周で ⑦の地点と ⑧の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑧の地点と ⑨の地点を結ぶ線、 ⑨の地点から二八九度一五分三四秒、三三二・九四メートルの地点を中心とする半径三三二・九四メートルの円周で ⑨の地点と ⑩の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑩の地点と ⑪の地点を結ぶ線、 ⑪の地点から二九三度〇五分一〇秒、九七一・五〇メートルの地点を中心とする半径九七一・五〇メートルの円周で ⑪の地点と ⑫の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑫の地点と ⑬の地点を結ぶ線、 ⑬の地点から二九五度三七分二九秒、九四二・二〇メートルの地点を中心とする半径九四二・二〇メートルの円周で ⑬の地点と ⑭の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑭の地点と ⑮の地点を結ぶ線、 ⑮の地点から二九九度四四分二秒、二七・九二メートルの地点を中心とする半径二七・九二メートルの円周で ⑮の地点と ⑯の地点を結ぶ南側の円弧、 ⑯の地点と ⑰の地点を結ぶ平成十三年の秋分の満潮位（C・D・Lプラス〇・六八メートル）における公有水面と陸地との境界線、 ⑰の地点から ⑱の地点を順次結んだ線、 ⑱の地点から三〇〇度〇〇分二五秒、九五四・四〇メートルの地点を中心とする半径九五四・四〇メートルの円周で ⑱の地点と ⑲の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑲の地点と ⑳の地点を結ぶ線、 ⑳の地点から二九三度〇五分三七秒、三二四・八四メートルの地点を中心とする半径三二四・八四メートルの円周で ⑳の地点と ㉑の地点を結ぶ東側の円弧、 ㉑の地点と ㉒の地点を結ぶ東側の円弧、 ㉒の地点と ㉓の地点を結ぶ線、 ㉓の地点から二八〇度一四分一七秒、四六九・八九メートルの地点を中心とする半径四六九・八九メートルの円周で ㉓の地点と ㉔の地点を結ぶ東側

の円弧、 ④の地点と ⑤の地点を結ぶ線、 ⑤の地点から九三度二九分〇六秒、七一・六二メートルの地点を中心とする半径七一・六二メートルの円周で ⑤の地点と ⑥の地点を結ぶ西側の円弧、 ⑥の地点から一〇二度〇七分四二秒、四一四・二六メートルの地点を中心とする半径四一四・二六メートルの円周で ⑥の地点と ⑦の地点を結ぶ西側の円弧、 ⑦の地点と ⑧の地点を結ぶ線、 ⑧の地点から二八七度四三分二秒、三四五・七三メートルの地点を中心とする半径三四五・七三メートルの円周で ⑧の地点と ⑨の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑨の地点と ⑩の地点を結ぶ線、 ⑩の地点から二八一度一分一四秒、五七三・二四メートルの地点を中心とする半径五七三・二四メートルの円周で ⑩の地点と ⑪の地点を結ぶ北側の円弧、 ⑪の地点と ⑫の地点を結ぶ線、 ⑫の地点から九五度一四分三九秒、二六五・九四メートルの地点を中心とする半径二六五・九四メートルの円周で ⑫の地点と ⑬の地点を結ぶ西側の円弧、 ⑬の地点から二八八度二〇分四五秒、七一・六四メートルの地点を中心とする半径七一・六四メートルの円周で ⑬の地点と ⑭の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑭の地点から二七二度三五分五九秒五・三〇メートルの地点を中心とする半径五・三〇メートルの円周で ⑭の地点と ⑮の地点を結ぶ北東側の円弧及び ⑮の地点と の地点を結ぶ平成二年十一月二十七日付け青森県指令第四七一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・Lプラス一・三〇メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 下北防波堤灯台（北緯四一度一六分三〇秒九、東経一四一度一〇分三二秒六）から二六九度三三分四五秒一五七三・九〇メートルの地点

の地点 から一六八度四〇分二一秒一一・二二メートルの地点

の地点 から一九〇度二八分二一秒二四・五〇メートルの地点

の地点 から一九五度四六分三三秒二二・二五メートルの地点

の地点 から二八四度五六分四九秒〇・七〇メートルの地点

の地点 から一八九度一三分四三秒三四・五七メートルの地点

の地点 から一八五度一四分三七秒三七・四六メートルの地点

の地点 から一八七度二七分〇九秒四五・四八メートルの地点

の地点 から九九度五五分一三秒〇・七〇メートルの地点

の地点 から一九〇度二五分一八秒一五・七六メートルの地点

の地点 から一九一度一分一四秒三四・四二メートルの地点

の地点 から一九四度二七分一六秒四一・四三メートルの地点

の地点 から一九七度四三分一六秒一九・一一メートルの地点



〇分三二秒六) から二七一度四五分三六秒一五五・一・六七メートルの地点

地点

- ㉑の地点 ㉑の地点から九九度四七分〇八秒四・四〇メートルの地点
  - ㉒の地点 ㉒の地点から九九度四七分〇八秒一七〇・〇二メートルの地点
  - ㉓の地点 ㉓の地点から一八九度四六分五九秒七四〇・一六メートルの地点
  - ㉔の地点 ㉔の地点から二〇六度二七分三九秒三九二・七四メートルの地点
  - ㉕の地点 ㉕の地点から二九六度二七分三四秒二二〇・七九メートルの地点
  - ㉖の地点 ㉖の地点から二九六度二七分四四秒四・三八メートルの地点
  - ㉗の地点 ㉗の地点から二九六度二七分四四秒四・三八メートルの地点
  - ㉘の地点 ㉘の地点から三二九度二九分四四秒一七四・四七メートルの地点
  - ㉙の地点 ㉙の地点から二五度五七分二七秒一一三・四四メートルの地点
  - ㉚の地点 ㉚の地点から二四度三〇分三九秒五一・七二メートルの地点
  - ㉛の地点 ㉛の地点から一六度二八分二九秒六七・三三メートルの地点
  - ㉜の地点 ㉜の地点から九度〇〇分四五秒六四・七六メートルの地点
  - ㉝の地点 ㉝の地点から七度五六分四九秒五三・五七メートルの地点
  - ㉞の地点 ㉞の地点から四度〇〇分二一秒五一・九〇メートルの地点
  - ㉟の地点 ㉟の地点から七度四四分五秒一〇九・四〇メートルの地点
  - ㊱の地点 ㊱の地点から一四度四九分三〇秒四一・八一メートルの地点
  - ㊲の地点 ㊲の地点から一八度四四分一八秒一九・一一メートルの地点
  - ㊳の地点 ㊳の地点から一四度〇八分四三秒三七・七八メートルの地点
  - ㊴の地点 ㊴の地点から一〇度三四分三〇秒三四・四二メートルの地点
  - ㊵の地点 ㊵の地点から八度一四分一八秒五七・九一メートルの地点
  - ㊶の地点 ㊶の地点から四度四七分〇三秒三七・四六メートルの地点
  - ㊷の地点 ㊷の地点から二度一三分〇四秒六四・〇三メートルの地点
  - ㊸の地点 ㊸の地点から一度四八分四九秒一五・七二メートルの地点
  - ㊹の地点 ㊹の地点から七度二〇分四六秒一・二六メートルの地点
- 3 面積
- 二三四、二七九・一三平方メートル
- 四 埋立地の用途
- 護岸用地

青森県告示第五百三十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十五日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年十一月一日

大湊港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

むつ市金谷一丁目の一

むつ市

2 代表者の住所及び氏名

むつ市金谷一丁目の一

むつ市長 杉山 龍

二 埋立区域

1 位置

- むつ市大湊浜町四九五番、一二九番、一三〇番、一三四番、同市大湊上町一八番、二四番、二五番、二九番、二八番、三〇番、三三番、三四番、三三番、三五番、三七番、三八番、一八四番、四四番、四五番、四七番、四九番、五一番、五三番、五四番、五六番、五八番、六〇番、六三番、六六番、六九番、七二番、七四番、七六番、七八番、八一番、八〇番、八五番、八八番、八九番、九二番、九三番、九六番、九八番、一〇三番、一〇二番、一〇六番、一〇八番、一一〇番、一一二番、一一四番、一一七番、一二二番、一二三番、一二四番、一二七番、一二六番、一二八番、一三〇番、一三三番、一三四番、一三六番、一三七番、一三九番、一四一番、一四三番、一四五番、一四六番、一四八番、一五七番、一六一番、一六四番、一六七番、一六六番、一六九番、一七二番、一七一番、一八六番、一七五番、一七八番、一七八番、一八〇番、一八一番、二二八番、二二九番、二二二番、二二三番、二九四番、二二五番、二〇二番、二〇二番、二〇〇番、二〇〇番、同市川守町九四番二及び九四番一の地先公有水面

2 区域



3 面積

八、九二五・九二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

むつ市大湊浜町四九五番、一二九番、一三〇番、一三四番、同市大湊上町一八二番、二四番、二五番、二九番、二八番、三〇番、三二番、三四番、三三番、三五番、三七番、三八番、一八四番、四四番、四五番、四七番、四九番、五一番、五三番、五四番、五六番、五八番、六〇番、六三番、六六番、六九番、七二番、七四番、七六番、七八番、八一番、八〇番、八五番、八八番、八九番、九二番、九三番、九六番、九八番、一〇三番、一〇二番、一〇六番、一〇八番、一一〇番、一一二番、一一四番、一一七番、一二二番、一二三番、一二四番、一二七番、一二六番、一二八番、一三〇番、一三二番、一三四番、一三六番、一三七番、一三九番、一四一番、一四三番、一四五番、一四六番、一四八番、一五七番、一六一番、一六四番、一六七番、一六六番、一六九番、一七二番、一七一番、一八六番、一七五番、一七七番、一七八番、一八〇番、一八一番、二二八番、二一九番、二二二番、二九三番、二九四番、二二五番、二〇二番、二〇一番、二〇〇番、同市川守町九四番二、九四番一、九一番一、八六番、九三番、八二番及び八一番の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 大湊港下北防波堤灯台(北緯四一度一六分三〇秒九、東経一四一度一〇分三二秒六) から二七一度四五分三六秒一五五・六七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九九度四七分〇八秒四・四〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から九九度四七分〇八秒一七〇・〇二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八九度四六分五九秒七四〇・一六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二〇六度二七分三九秒三九二・七四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二九六度二七分三四秒二二〇・七九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二九六度二七分四四秒四・三八メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三二九度二九分四四秒一七四・四七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二五度五七分二七秒一一三・四四メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から二四度三〇分三九秒五一・七二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一六度二八分二九秒六七・三一メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から九度〇〇分四五秒六四・七六メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から七度五六分四九秒五三・五七メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から四度〇〇分二一秒五一・九〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から七度四四分四五秒一〇九・四〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一四度四九分三〇秒四一・八一メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一八度四四分一八秒一九・一一メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一四度〇八分四三秒三七・七八メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一〇度三三分三〇秒三四・四二メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から八度一四分一八秒五七・九一メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から四度四七分〇三秒三七・四六メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から一二度一三分〇四秒六四・〇三メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から一四度八分四九秒一五・七二メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から七度二〇分四六秒一・二六メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から六六度〇六分四一秒五〇・八一メートルの地点

3 面積

二三四、二七九・一三平方メートル

四 埋立地の用途

緑地

青森県告示第五百四十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十四日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年十一月一日

大間港港湾管理者 青 森 県  
 代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

三、八五〇・一二平方メートル  
埋立地の用途  
ふ頭用地

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十一月一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 特定役務の名称及び数量  
電子計算機等の賃貸借（レンタル）一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画振興部情報政策課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十四年九月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電子計算機株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 六 契約金額  
四千七百七万六千七百五十円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

- 2 代表者の住所及び氏名  
青森市長島一丁目の一  
青森県知事 木村 守男
- 二 埋立区域
- 1 位置  
下北郡大間町大字大間字下手道五九番一の地先公有水面
- 2 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
の地点 大間港北防波堤灯台（北緯四一度三二分五三・〇〇秒、東経一四〇度五四分一六・〇〇秒）から五九度五三分五三秒二五六・一九メートルの地点  
の地点 の地点から四度三四分五二秒一・一六メートルの地点  
の地点 の地点から九四度三四分五二秒三〇・〇〇メートルの地点  
の地点 の地点から一八四度三四分五二秒一・一六メートルの地点
- 3 面積  
三四・八二平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施行区域
- 1 位置  
下北郡大間町大字大間字下手道五九番一の地先公有水面
- 2 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点とを結んだ線により囲まれた区域  
アの地点 大間港北防波堤灯台（北緯四一度三二分五三・〇〇秒、東経一四〇度五四分一六・〇〇秒）から六七度四二分四二秒二二・八七メートルの地点  
イの地点 アの地点から四度三四分五二秒五五・〇〇メートルの地点  
ウの地点 イの地点から九四度三四分五二秒七〇・〇〇メートルの地点  
エの地点 ウの地点から一八四度三四分五二秒五五・〇〇メートルの地点
- 3 面積



八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

河川整備計画の案の縦覧

二級河川新城川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月一日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十四年十一月一日から同月十四日まで

三 縦覧の場所

青森県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十四年十一月二十一日

3 意見書の提出先

青森県土整備部河川砂防課

河川整備計画の案の縦覧

二級河川五戸川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十

九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。  
平成十四年十一月一日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十四年十一月一日から同月十四日まで

三 縦覧の場所

青森県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十四年十一月二十一日

3 意見書の提出先

青森県土整備部河川砂防課

河川整備計画の案の縦覧

二級河川田名部川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月一日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

- 2 公聴会に関する書類
- 3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間  
平成十四年十一月一日から同月十四日まで

三 縦覧の場所

青森県土整備部河川砂防課及びむつ県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十四年十一月二十一日

3 意見書の提出先

青森県土整備部河川砂防課

## 出 先 機 関

土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、三戸郡名川町村前地区共同施行西塚正男ほか十二人に係る次の土地改良事業の施行を平成十四年十月十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により公告する。

平成十四年十一月一日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

- 一 事業名 区画整理
- 二 地区名 村前

## 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRどろりんぱ	株式会社銀座
"	CRどろりんぱ2	"
"	CRどろりんぱ3	"
"	CRロッキンセブン2000	豊丸産業株式会社
"	CRとりっぴランド ぴよぴよ大作戦	マルホン工業株式会社
"	CRとりっぴランド チキチキチキン	"
"	CRびよびよパークVS	株式会社ソフィア
"	CRファイバー大ヤマトFX	株式会社三共
"	CRデビルマンLA	株式会社ニユーギン
回胴式遊技機	ベティ・ブーPR	サミー株式会社
"	アラジンス	"

〃	カッセンジャー	株式会社イレブン
〃	ランダ・30	〃
〃	ハオウレツデン・30	高砂電器産業株式会社
〃	ツインバディ	株式会社マツヤ商会

**収 用 委 員 会**

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確認することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により公示送達する。

平成十四年十一月一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称  
平成十四年十月一日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 二 送達を受けるべき者  
別紙のとおり
- 三 送達すべき裁決書の交付  
一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているものでいつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の裁決書は、平成十四年十一月十五日をもって送達があったものとみなされま

別紙

土地の所在	氏名	住 所
青森県青森市大字諏訪沢字沢部216番	村田耕治朗	京都府京都市伏見区久我東町6番地30 コンフォート久我3F305号

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成十四年十一月一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称  
平成十四年十月一日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 二 送達を受けるべき者  
別紙のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他  
一の裁決書は、平成十四年十一月十五日をもって送達があったものとみなされま

別紙

土地の所在	氏名	住 所
	佐藤 修一	青森県青森市大字諏訪沢字野田183番地の1

田口 治	神奈川県相模原市相模原3丁目5番7 606号
床波 衛	徳島県徳島市昭和町2丁目32番地
小寺 隆政	岡山県倉敷市中庄1 104番地の15
後藤 明	東京都豊島区南長崎5丁目31番7号
田村 壽恵	静岡県伊東市富戸1315番地の100 大室高原5 808・平石方
武藤 嘉彦	埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目15番4 306号 県営鶴ヶ島富士見団地
松田 昭廣	青森県青森市金沢2丁目3番2号たんぼほ荘2号
熊井 孝一	静岡県磐田市中泉1 291番地の2
佐藤 十三	青森県青森市大字諏訪沢字野田84番地の1

青森県青森市大字諏訪沢字沢部2 16番

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭